

議第 1560 号

石川県景観計画（変更案）の意見聴取について

石川県景観計画を次のように変更する。

1. 「のと里山海道沿線・千里浜海岸地域」の区域変更（拡充）

「区域図のとおり」のと里山海道（主要地方道金沢田鶴浜線）の直線化区間（内灘町千鳥台4丁目地内から内灘町大根布地内間）の道路両側200mを特別地域に追加する。

2. 「(仮称)のと里山里海風景軸地域」を特別地域に追加指定

指定概要

(1) 区域

「区域図のとおり」 国道249号など能登の海岸沿線の道路両側100mを特別地域に追加する。

(2) 景観形成の目標

能登の風土と人の営みに培われた文化的な里山里海景観の保全

(3) 景観形成の方針

①里山里海景観の保全・活用

外浦・内浦・七尾湾と集落が一体となった里山里海景観の保全を図るとともに、これらの景観を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。

②歴史的・文化的な景観の保全・活用

柴垣、赤住、川浦、白丸、岩車など海岸沿いに形成された、伝統的な建築様式（黒瓦・下見板張り）の建築物からなる農漁村集落など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。

③沿道景観の保全・創出と観光周遊ルートの形成

一般国道249号などの能登の海岸線沿いを、日本の原風景である里山里海の景観が残る資源として一体的に捉え、沿道景観の保全をしながら、魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。

④公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

⑤景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

(4) 行為の制限に関する事項

①届出対象行為

行為の種類	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為
規模	建築面積 200 m ² 超 又は 高さ 10m 超	高さ 10m 超	開発面積 3,000 m ² 超

②景観形成基準（抜粋）

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
	・道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。
	・山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。
	・既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。
形態 ・ 意匠	・優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。
	・周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。
	・長大な壁面はできる限り避け、分節するなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。
	・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努める。
色彩	・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	・地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。
	・落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、相互の調和やバランスに配慮する。
	・建築物等の外観の基調色は、別表（は）欄のとおりとする。
	・ただし、市街地部の区域は、別表（ろ）欄のとおりとする。

別表 色彩の数値基準（マンセル表色系（JIS Z 8721）による）

	(は)			(ろ)			
	外 壁			屋 根	外 観		
色相	2.6R ～ 5YR	0.1R～2.5R 5.1YR～10YR	その他	全色相	0.1R ～ 5Y	5.1Y ～ 10Y	その他
明度	3～7	3～7	3～7	5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6以下	4以下	2以下	1以下	6以下	4以下	2以下

理 由

1. これまで、「のと里山海道沿線・千里浜海岸地域」として、のと里山海道沿線を特別地域に指定し、景観の規制誘導を行ってきた。主要地方道金沢田鶴浜線の内灘町千鳥台4丁目地内から内灘町大根布地内間の直線化事業により、のと里山海道の主たる路線が変更になったことから、直線化区間を特別地域に指定する。
2. 能登を周遊する海岸沿線には、今なお能登らしい里山里海景観が色濃く残る一方で、周囲の景観と調和しない建築物が散見される。世界農業遺産に認定の際、高く評価された能登の里山里海景観を保全するため、能登の海岸沿線を特別地域に追加指定する。